

ソフトウェア使用許諾契約書 追加条件(第三者利用(非商用))

重要：ウイングアーク1st株式会社（以下「ウイングアーク1st」といいます）のソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といいます）をお客様から第三者に対して利用させる場合においては、本ソフトウェアに適用のあるソフトウェア使用許諾契約書（以下「使用許諾契約」という）「2.使用権の許諾」に基づき以下の追加条件（「本追加条件」といいます）が追加して適用されます。

第1条（第三者限定ライセンスに関する追加条件等）

1. ウイングアーク1stは、本追加条件をお客様が遵守することを前提として、本ソフトウェアを導入するお客様の特定のシステム（以下「対象システム」といいます）の利用目的のために必要な範囲（但し、非商用目的であるものとします）で、お客様が第三者に対して本ソフトウェアを対象システムにアクセスして利用させることを許諾します。なお、当該第三者が日本国外からアクセスして本ソフトウェアを使用する場合、別途ウイングアーク1st所定の書面による承諾を得るものとします。また、非商用とは、お客様が第三者に対して本ソフトウェアを利用させるにあたり、第三者から何等の金銭その他の対価をお客様が得ないことまたはウイングアーク1stが別途認めた場合をいいます。
2. 前項に基づき第三者が本ソフトウェアを利用する場合、お客様は、第三者に対して本追加条件および使用許諾契約と同等の条件を遵守させる義務を負い、かつ第三者による本ソフトウェアの利用につき一切の責任をウイングアーク1stに対して負うものとします。なお、第三者による当該条件の違反はお客様による条件の違反とみなすものとし、当該違反がある場合にはウイングアーク1stは使用許諾契約および本追加条件を終了させることができるものとします。

第2条（保証等）

1. ウイングアーク1stは、本ソフトウェアに関する責任が使用許諾契約に記載された範囲でのみお客様に対して負い、対象システムにおける本ソフトウェアのレスポンス等まで保証しないものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアに関して、第三者からウイングアーク1stに対し直接保守サービス提供を依頼された場合でも、当該依頼者と保守サービス契約を締結中の場合を除き、ウイングアーク1stはそれに応じないことを承諾します。

第3条（有効期間）

本追加条件は、お客様が「第三者利用ライセンス(非商用)」の対象となる本ソフトウェアの使用開始時に発効し、使用許諾契約の契約違反等に基づく解除により使用許諾契約が終了するか、または本追加条件の一にお客様が違反しウイングアーク1stが本追加条件を終了しない限り存続するものとします。

以上

【F61033-01-20171106】